

令和4年1月12日  
中国四国産業保安監督部四国支部

一般財団法人四国電気保安協会に対する報告徴収の結果について（修正）

中国四国産業保安監督部四国支部は、一般財団法人四国電気保安協会における自家用電気工作物の点検未実施事案について、電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収による報告を受け、その内容を確認するため、同法第107条第4項に基づく立入検査を行い、再発防止対策の確認等を行いました。

### 1. 本件の経緯

令和3年10月4日に中国四国産業保安監督部四国支部（以下「当支部」という。）が公表の「自家用電気工作物の保安管理業務における点検の未実施について（報告徴収）」については、一般財団法人四国電気保安協会（以下「保安協会」という。）から、同年11月1日付けで報告がありました。

当支部は、同報告の内容が適正に行われているかを確認するため、同年12月27日に電気事業法第107条第4項の規定に基づく立入検査を行いました。

### 2. 検査の結果

#### ①他の点検未実施事案の有無に係る確認状況の確認

点検未実施について、保安協会の全事業所において同様な事案がないか、記録等を確認した結果、点検未実施の事案は認められませんでした。

#### ②再発防止対策に係る実施状況の確認

内部監査も含め、管理体制や業務処理ルールの改善等を含めた再発防止対策の策定記録及びその後の実施状況を確認した結果、不適切な事項は認められませんでした。

### 3. 今後の対応

今回の当支部による立入検査では、令和3年11月1日付けで提出された再発防止策の履行状況は確認できたものの、引き続き、再発防止対策の履行状況を確認するため、適宜・適切に立入検査を実施してまいります。

（本件に関する問合せ先）

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

課長：中村

担当：岡本、井上

電話：087-811-8585（直通）